○北海道開発局告示第百七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年九月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月二十八日

北海道開発局長　関　克己

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三百九十二号　北海道白糠郡白糠町茶路東一線一一〇番七から同町茶路東一線一一四番八まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

供用開始の期日　平成二十一年九月二十八日

国会事項

衆議院

通知書受領

九月二十四日内閣から衆議院議員鈴木宗男提出第一七一回国会及び第一七二回国会における質問主意書に対する政府の対応に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十月二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員鈴木宗男提出一九六〇年の日米安全保障条約改定に際したいわゆる「核持ち込み密約」についての政府の認識等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十月二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員鈴木宗男提出外務省が作成したいわゆる「国会議員への対応マニュアル」に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十月二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員鈴木宗男提出一九七二年の沖縄返還に係る日米密約についての政府の認識等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十月二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員鈴木宗男提出第一九七二回国会における質問主意書に対する政府の対応に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十月二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員鈴木宗男提出第三十一吉進丸の船体返還に向けた外務省の取り組み等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十月二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員鈴木宗男提出外務省における飲酒対人交通事故や暴力事件を起こした人物の幹部登用の是非等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十月二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員鈴木宗男提出我が国が抱える領土問題に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十月二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員鈴木宗男提出在上海総領事館員自殺事件に際して外務省職員が下した判断の是非等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十月二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員鈴木宗男提出我が国経済の今後の趨勢に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十月二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員鈴木宗男提出一九九九年にキルギスで発生した日本人誘拐事件に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十月二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員鈴木宗男提出かつて在モスクワ日本国大使館に存在していたとされる裏金組織「ルーブル委員会」に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十月二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員鈴木宗男提出外務省による同行記者団に対する白紙領収書の供与に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十月二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員鈴木宗男提出外務省職員が公務出張に際して取得したマイレージの同省における取り扱い等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十月二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員鈴木宗男提出外務省所管の各種法人に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十月二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員鈴木宗男提出外務省の在外公館派遣員制度の是非等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十月二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員鈴木宗男提出外務省の報償費に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十月二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員鈴木宗男提出外務省における健康管理休暇制度に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十月二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員鈴木宗男提出外務省が保管しているワインに関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十月二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員鈴木宗男提出外務省在外職員に支給される住居手当に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十月二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員鈴木宗男提出外務省在外職員に支給される配偶者手当に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十月二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員鈴木宗男提出外務省在外職員に支給される子女教育手当に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十一年十月二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員鈴木宗男提出外務省在外職員に支給される在勤基本手当に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、